

れいんぼう川崎の移管先予定者の選定結果について

1 概要

(1) 施設概要

名称：れいんぼう川崎

所在地：川崎市宮前区東有馬 5-8-10

施設内容：

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第5条第10項に規定する施設入所支援に関する事。
- イ 法第5条第7項に規定する生活介護に関する事。
- ウ 法第5条第12項に規定する自立訓練に関する事。
- エ 法第5条第8項に規定する短期入所に関する事。
- オ 法第5条第18項に規定する一般相談支援に関する事。
- カ 法第5条第18項に規定する特定相談支援に関する事。
- キ れいんぼう川崎診療所の管理運営に関する事。
- ク 在宅の重度の身体障害者及びその介護者に対する訪問による機能訓練及び介護方法の指導、健康指導、その他の便宜の供与に関する事。
- ケ 施設の維持管理に関する事。
- コ その他、施設の設置目的を達成するために必要な業務

(2) 移管予定年月日

令和3年4月1日

(3) 移管方法

土地の無償貸付（5年間。適正な運営が行われている場合に更新あり。）
建物の譲渡

(4) 移管先予定者の概要

名称：社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

所在地：神奈川県川崎市高津区久地 3-13-1

主な業務内容：

ア 第1種社会福祉事業

- (ア) 障害者支援施設の経営
- (イ) 特別養護老人ホームの経営

イ 第2種社会福祉事業

- (ア) 身体障害者福祉センターの経営
- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ウ) 地域活動支援センターの経営
- (エ) 一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業の経営
- (オ) 老人短期入所事業の経営

- (カ) 老人デイサービス事業の経営
- (キ) 介護保険法に基づく第1号通所介護事業の経営
- (ク) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業の経営
- (ケ) 老人介護支援センターの経営
- (コ) 保育所の経営
- (サ) 児童厚生施設（児童館）の経営
- (シ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (ス) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (セ) 障害児通所支援事業の経営

*移管先予定者の決定は、令和2年第2回市議会定例会（6月議会）における、「当該施設を廃止（譲渡による民設化）するための施設条例の改正について」の議案可決後となります。

2 選定の経緯

- 令和元年 12月26日 募集開始
- 令和2年 2月14日 募集締切り
- 令和2年 3月23日 川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会
- 令和2年 4月中旬 移管先予定者を決定

3 応募状況

応募団体：1団体（社会福祉法人川崎市社会福祉事業団）

4 川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会

- 【学識経験者】 隆島 研吾（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授）
- 【学識経験者】 峯尾 武巳（特定非営利活動法人介護の会まつなみ副理事長）
- 【学識経験者】 柳田 正明（山梨県立大学人間福祉学部教授）
- 【学識経験者】 行實 志都子（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部准教授）
- 【学識経験者】 渡部 匡隆（横浜国立大学大学院教育学研究科教授）
- 【財務の専門家】 谷川 淳（公認会計士）

5 選定理由

現在の指定管理者として当該施設の管理運営を行っており、障害者やその介護者に対し相談に応じ必要な情報の提供を行うとともに、障害者に対し身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与するなど、移管する業務に関して仕様書に沿った提案がなされており、事業や収支の計画も妥当と言え、安定した施設運営が見込まれること等を評価し、当該団体を選定した。

(1) 施設の設置目的の達成とサービスの向上

現行施設利用者へのサービス提供の考え方が適切であるとともに、事故防止のための取組など、安全管理体制が適切であった。

(2) 施設機能の発揮と管理経費の縮減

事業経費や収入見込みの内容が適切に積算されているとともに、経費の縮減について

適切な手法が提案されていた。

(3) 事業の安定性及び継続性の確保への取組

業務改善に向けた取組や職員体制及び職員確保策の考え方が適切であった。

(4) 応募団体自身に関する項目

当該施設に加えて類似施設の運営実績が豊富であり、運営実績を踏まえた提案であった。

(5) 応募団体の取組に関する事項

情報公開や個人情報保護についての提案内容が適切であった。

(6) その他の事項

業務の移管における利用者・ご家族に対する対応や地域における公益的な活動における提案内容が適切であった。

6 審査結果 (※基準点720点以上)

選定基準	配点	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
①施設の設置目的の達成及びサービスの向上	420	271
②施設機能の発揮と管理経費の縮減	180	108
③事業の安定性及び継続性の確保への取組	240	154
④応募団体自身に関する事項	180	112
⑤応募団体の取組に関する事項	90	53
⑥その他の事項	90	57
実績評価点		40
総計	1200	795

7 移管先予定者として選定された団体の主な提案内容

項 目	事業内容
障害者支援に対する考え方、方向性、取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の種別、年齢、障害手帳の有無にかかわらず、なんらかの生活上の困難をもつすべての人やそれに関わる支援者を関係機関とともに連携して支援する。 ・ 利用者中心の支援を行い、自己選択・自己決定を尊重する。 ・ 利用者の周囲の人々の理解の促進など地域社会に参加できるよう支援する。 ・ 利用者の権利擁護を常に意識する。 他
施設運営計画（提供するサービスの考え方、日課等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人が、その人らしい地域とのつながりを持ち、強みを発揮して生活できるような支援を目指す。 ・ 利用者の力を引き出す支援を目指して ICF やストレングスの支援を活用した個別支援計画を策定し、それに沿った支援を実施する。 ・ サービスを提供する際は、地域リハビリテーションセンターと協力し、地域資源のネットワークを構築する機能を果たす。 他
現行施設利用者へのサービス提供の考え方	支援の連続性・継続性を重視して支援を提供する。これまで支援を提供してきた南部地域の障害のある方について、南部リハビリテーションセンターへの支援の引継ぎを必要に応じて丁寧に行う。
他機関等との連携についての考え方	関係機関との連携を通して社会資源のネットワーク化に貢献し、暮らしやすい地域の実現を目指す。
上乗せ提案	総合リハビリテーション推進センター、南部・中部・北部リハビリテーションセンターと連携・協力し、地域リハビリテーションセンターの推進に貢献する。

8 譲渡・貸付額

(無償) 0円

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 計画推進係
Tel 044-200-2654 Fax 044-200-3932